

「東京一極集中」下の地方税収入の 地域格差と税収偏在是正（上）

町 田 俊 彦

はじめに

I 「垂直的」国土構造と「東京一極集中」

1. 「垂直的」国土構造と「分散型」国土政策
2. 「分散型」国土政策の後退
3. 大企業本社の「東京集中」と本社機能の強化

II 地方税の偏在度

1. 国税・地方税の偏在度と税収の「東京集中」
2. 道府県税の偏在度
3. 市町村税の偏在度 (以上、本号)

III 地方税偏在是正の効果と問題点 (以下、次号)

1. 法人事業税における外形標準課税の導入
2. 法人事業税の分割基準の見直しと偏在是正
3. 「税源移譲」と個人住民税・所得割の比例税率化
4. 「偏在是正措置」としての法人事業税の一部地方譲与税化
5. 法人住民税の一部交付税原資化と疑似「税源交換」

むすび — 「再集権化」に抗して所得税の改革と

「税源移譲」を主軸とした分権改革を —

参考文献

はじめに

2003～2006年度に実施された「三位一体の改革」では、3.0兆円の所得税から個人住民税への「税源移譲」を実現したが、それを大幅に上回る規模で国庫補助負担金4.4兆円の削減（制度の廃止ではなく、補助負担率の引き下げが中心）と地方交付税5.1兆円の削減が行われた。財政レベルの分権改革ではなく、「小さな政府」の維持と国の財政健全化への寄与を主たる目標としていたといえる。大幅な「税源移譲」を行うとともに、税源の偏在是正を所得割税率のフラット化として「税源移譲」とリンクさせて行ったという点では、財政レベルの分権化に資する改革であった。2006年6月に提出された「地方分権21世紀ビジョン懇談会」報告書までは、分権化の方向性とその柱として大幅な「税源移譲」の必要性を打ち出しており、改革路線を堅持していたといえる。

2008年度改正以降、「税源移譲」を柱とする分権改革という基本的路線は棚上げされ、財務省が主張する「税源移譲」を回避するための実質的な「水平的財政調整」（以下、「水平調整」）による地方税の国税化という集権的手法で強行した点で、政策転換が行われたと考えられる。

以上のような政策動向を踏まえて、本稿では基礎にある地域経済の格差の動向の分析を踏まえて、地方税収の地域格差（偏在度）を検討する。主たる対象となるのは2000～2010年代であるが、高度成長期からの長期的動向の中で特徴を抽出する。地域格差の分析では、変動係数、ジニ係数、タイル尺度などの統計指標を使った研究が盛んであるが、東京都の地位の変化といった具体的な地域、地方自治体の動きに着目した分析も行う。地域格差の拡大といっても、3大都市圏と地方圏の間の格差拡大なのか、東京圏・東京都と他の圏域・道府県の間の格差拡大（「東京一極集中」）なのかは上記の統計指標の変化からは明らかにされないからである。

次いで地方税収の地域格差に影響を及ぼした地方税制上の要因を分析する。偏在是正を直接の狙いとした①法人事業税の分割基準の変更、②地方法人課税を対象とした「偏在是正措置」だけではなく、副次的な狙いとしている③法人事業税における外形標準課税の導入、④「税源移譲」の際の個人住民税（所得割）の10%比例税率化についても分析する。分析を通じて、偏在是正に著しく傾斜している地方税政策について評価を行い、まとめとする。

I 「垂直的」国土構造と「東京一極集中」

1. 「垂直的」国土構造と「分散型」国土政策

(1) 「垂直型」国土構造

日本の国土構造は「東京一極集中」に現れる「垂直型」が特徴となってきた⁽¹⁾。日本の企業システムは、完成品メーカーと部品メーカー等が独立して取引する水平的関係ではなく、大企業と中小部品メーカー等が重層の下請構造を形成する垂直的關係＝独立型企业システムを基本としてきた。

大企業を中核とする企業内垂直分業は全国的展開を特徴としており、地域経済のあり方を強く規定してきた。迂回的生産工程の諸段階（完成財－中間財－素材生産、高次加工組立工程－低次加工組立工程）と大企業のヒエラルヒーの組織原理（本社－研究開発－生産現場、本社－支店－営業現場）を国土空間に直接適用している。大都市から地方へ遠隔化するにつれて、高次機能から低次機能へと各段階の機能に地域特化し、東京－ブロック中心都市－その他の県庁所在都市－中小都市－農村というヒエラルヒー的な「垂直型」国土構造が形成されてきた。

(2) 「分散型」国土政策の展開

1960年の国民所得倍増計画は、重化学工業の民間投資が集中しつつある4大工業地帯を結ぶ先進地域に公共投資を優先的に投入する「太平洋ベルト」地帯構想という産業政策的国土政策を打ち出した。とり残されつつある後進地域からの強い反発を招いたことから、1962年に閣議決定された全国総合開発計画（1全総）から1987年に閣議決定された4全総までの国土政策は産業・人口の地方分散と地域格差是正を目標に掲げた。

「分散型」国土政策においては、新産業都市建設法（1962年）・工業整備特別地域整備促進法（1964年）、工業再配置促進法（1972年）、テクノポリス法（1983年）、頭脳立地法（1988年）など地方圏への企業分散を誘導する法制度がつくられたが、ほとんど地域格差の是正効果を発揮しなかった。むしろ工場等の分散効果を発揮した主

(1) 日本の「垂直型」国土構造については、中村 [2004] 131頁、149～150頁による。

要な政策手段は、第1に大都市における工場新設を抑止する規制であった。1959年の首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（工業等制限法）、1964年の近畿圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（工場等制限法）は、大都市市街地から周辺部または地方圏への工場進出を促進した。

第2に膨張する財政の中で最優先された公共投資の地方への傾斜配分であり、政府間財政関係における地方財政調整（以下、財政調整）がそれを支えた。日本の財政調整は、税源を集中している国がその財源の約1/2という大きな規模で財政力が低い地方自治体に優先的に財政移転する「垂直的財政調整」（国税による財政調整、以下「垂直調整」）として行われてきた点が特徴的である。財政移転は国が重視する経済成長あるいは景気対策を主な目標とし、特定補助金としての国庫支出金を主軸とし、地方交付税と地方債許可制度に補完的役割をもたせて展開してきた。この「垂直調整」では、公共投資の地方圏への傾斜的な配分が最優先の政策であった。地方自治体における公団事業を含めた国直轄事業の負担金の財源調達、公団等による高速交通体系整備の関連事業の財源調達は国からの地方圏への優先的な財政移転が支えた。

（3） 中枢管理機能の東京集中と工場の地方分散

全国総合開発計画に集約される国土政策は産業・人口の地方分散と地域格差是正を目標に掲げたものの、実態としては公共投資の地方圏への傾斜的配分が「垂直的」国土構造を強化し、「東京一極集中」を促進する役割を果たした。公共投資のうち道路・港湾・空港など産業基盤投資は、雇用拡大というフローの効果だけではなく、高速交通体系の整備というストック効果を発揮する。ストック効果には、「ストロー効果」と呼ばれる大都市への集中を促進する側面と産業・人口の地方分散を促進する側面がある。高速交通体系の整備は、東京－ブロック中心都市－その他の県庁所在都市－中小都市－農村の有機的連関を強めるとともに、中枢管理機能の「東京集中」を促進して、「垂直型」国土構造を強化してきた。

1970年代には安価な土地と労働力を求めて工場の全国的な地方分散が進んだ。1980年代は、中枢管理機能の「東京一極集中」は進行したものの、分散効果が労働集約的な末端工場の地方進出として現れた。空港周辺、高速道路インターチェンジ周辺など高速交通が整備された地域が、加工組立型工業の旺盛な地方立地の中心となった。工場の地方分散は、公共投資の地方圏への傾斜的配分と相まって、地方圏から大都市圏への人口流出の減少と地域間所得格差の縮小に寄与し、「地方の時代」を生み出す主

な要因となった。

(4) 分散効果の低下と景気対策としての公共投資

経済のグローバル化により製造工程の地域間分業が世界的に拡大すると、地方圏の低次加工組立工程の立地地域としての役割は急速に低下した。1990年代以降、円高への対応として製造現場の中国等への移転が加速化すると、地方への工場進出が激減しただけではなく、既存工場の撤収が行われるようになり、「ストック効果」は著しく弱まった。

1990年代以降、地方への工場進出が激減する中で、景気対策としての公共投資の拡大では生活基盤整備が中心となり、建設業が基幹産業となった地域での雇用効果という「フロー効果」に期待するものとなった。公共投資が第1次的に波及効果を及ぼす鉄鋼業、セメント産業等の基礎素材型工業は産業構造の中での地位を大幅に低下させていたから、「乗数効果」（GDPを引き上げる効果）は低落した。結局、公共投資の地域格差是正効果は、建設雇用の拡大を通じたものに限定されて目立って低下し、国・地方の財政赤字拡大に伴う公債累積という「負の遺産」をもたらした。

2. 「分散型」国土政策の後退

(1) グローバル化の進展とアジア各国の大都市間競争

1990年代末から地域格差是正という目標は後景に退き、「分散型」国土政策は後退した。その要因として第1にグローバル化の進展とアジア各国の大都市間競争があげられる⁽²⁾。1998年に閣議決定された5全総にあたる「21世紀の国土のグランドデザイン」では、それまでの「国土の均衡ある発展」や「地域間格差是正」といった表現は使われていない。多極型国土の形成を基本目標に掲げ、従来の太平洋ベルト地帯を西日本国土軸と呼び、3つの新国土軸の形成を提唱したものである。内実としては大規模交通プロジェクトが中心であり、一面では従来の全総計画を継承している。

中村 [2004] は、日本経済の多国籍企業段階に特徴的な新自由主義的な政策基調が前面に出てくると、5全総は転換を迫られ、非効率的な公共投資の削減が打ち出されることが予測され、副題の「地域の自立の促進」はその前触れを示すものであるとし

(2) 瀬田 [2007] 21～22頁。

た⁽³⁾。従来型の5全総的性格と同時に新自由主義的国土政策への指向を併せ持っていた。

(2) 都市再生と規制緩和

多国籍企業段階の新自由主義的国土政策の側面は、21世紀に入ると2001年に発足した小泉内閣の下で、同年の都市再生本部の設置、2002年の都市再生基本方針の閣議決定および都市再生特別措置法の制定と東京重点主義の都市再生として前面に出てきた。都市再生の役割としては、社会経済情勢の変化に対応して都市の魅力と国際競争力を高めるとともに、土地の流動化（＝地価上昇）を通じて不良債権問題の解決に寄与することがあげられる。2000年の都市計画再生法による容積率の緩和、容積移転制度の導入に続いて、都市再生特別措置法においては一層の規制緩和が図られた。

「分散型」国土政策の主要な政策手段は廃止されるか縮小した。第1に2001年の新産業都市建設法・工業整備特別地域整備促進法の廃止に続いて、2002年には工業等制限法・工場等制限法が廃止された。

(3) 縮小した財政調整の下での公共投資の圧縮と大規模プロジェクトの重視

第2に2000年代末に入ると、国・地方の財政再建が最優先目標となり公共投資は圧縮の過程に入った。2000年代半ばの財政レベルの分権化を標榜した「三位一体の改革」では、地方への税源移譲は不十分で、公共投資の圧縮と結びついた大幅な地方交付税の削減により、財政調整機能は決定的に低下した。

国の公共事業関係費の規模を当初予算プラス補正予算でみると、景気対策のための多額の補正予算計上により、リーマン・ショック（2008年9月）後の2009年度予算では久しぶりに拡大した。アベノミクスの「3本の矢」の第2の矢（財政出動）の政策手段となったことから、公共事業関係費は拡大したが、長い間の公共投資の削減により技能工が不足し、東日本大震災からの復興事業との競合から建設資材も不足した。結局、目立った景気浮揚効果を発揮しないまま、東京オリンピックに向けた建設事業のスタートと相まって、建設単価の上昇、東日本大震災からの復興への妨げ、ゼネコンの大幅な利益計上という結果をもたらした。

2015年度予算から公共事業関係費が再び抑制基調に戻る中で、新幹線、首都圏空

(3) 中村 [2004] 131～132頁。

港・港湾、大都市圏高速道路などの大規模プロジェクトは重視され、予算の増額が図られてきた。注目されるのは3大都市圏環状道路など効率的な物流ネットワークの強化、国際コンテナ戦略港湾（東京・横浜・川崎の3港）の機能強化、首都圏空港の機能強化の予算は増額が図られていることであり、公共事業は「分散型」国土政策の政策手段からアジアの都市間競争激化の中で東京の国際競争力を高める政策手段へ変質している。

（４） 財政調整機能の低下と正規地方公務員の削減

財政調整機能の弱体化は、地方自治体の公共投資の削減を通じて建設雇用を縮小しただけではない。国が策定し、地方交付税総額を枠づける「地方財政計画」を通じて、「減量経営」と正規地方公務員の継続的な削減が強要された。政府総固定資本形成（公共投資）と政府最終消費支出（正規公務員人件費が中心）から成る公的需要への依存度（県内総支出に対する比率）は、地方圏では27.7%（中間地域25.4%、遠隔地域33.9%）で3大都市圏（18.9%）を大幅に上回っている（比率は2011年度）^{（４）}。

公的需要が削減されたのは2001～2007年度であるが、削減率（年度平均）は地方圏では1.79%で3大都市圏（0.36%）を上回っており、遠隔地域では3.32%と大幅であった。政府総固定資本形成の削減率（年度平均）は地方圏では7.80%と3大都市圏（5.1%）を上回っており、遠隔地域では9.12%に達した。政府最終歳出消費支出の伸び率（年度平均）は全国平均で0.48%に抑えられた。3大都市圏の0.78%に対して、地方圏では0.21%に抑えられ、遠隔地域では1.14%減少している。財政調整機能の低下により、公的需要への依存度が高い地方圏、特に遠隔地域ほど大幅な削減を余儀なくされており、「分散型」国土政策の後退がクリアに現れている。

3. 大企業本社の「東京集中」と本社機能の強化

（１） 大企業本社の「東京集中」

人口増減・人口移動や賃金にみられる「東京一極集中」の基礎に、企業本社の「東京集中」があることは多くの研究で指摘されている。橘木・浦河 [2012] においては、

（４） 3大都市圏・地方圏間の公的需要への依存度と伸び率の格差については、町田 [2014] 14～16頁を参照のこと。遠隔地域を構成するのは北海道、北東北3県、山形県、山陰2県、山口県、徳島県、高知県、南九州・沖縄3県であり、中間地域は地方圏のうち遠隔地域以外の県である。

2008年において東証上場企業の64.2%（一部上場企業では62.5%）が東京圏に本社を置いているとして、「東京一極集中」の重要な側面としている⁽⁵⁾。

（2） 法人税徴収地における3大都市圏集中

平岡 [2015] は、国税徴収地に占める東京都の割合（税務署管轄ベース）に着目し、1992～2013年の長期的データから、バブル崩壊後に30%前後で推移していたが、2000年代に入って上昇し、2013年には39%に上がっていることを示した。その背景には人口の「東京集中」が一定程度影響していることも考えられるが、それ以上に大企業本社の「東京集中」を背景として、東京都と地方との経済上部機能における格差が拡大したことを表したものと考えられるとしている⁽⁶⁾。

国税徴収地における東京都のシェアの上昇に着目して2000年代における本社機能の集中を論証した平岡 [2015] に示唆されて、国税のうち本社機能の集中をよりストレートに反映する法人税徴収地における3大都市圏のシェアの変化をより長期的に（高度成長期から）示したのが図1である。

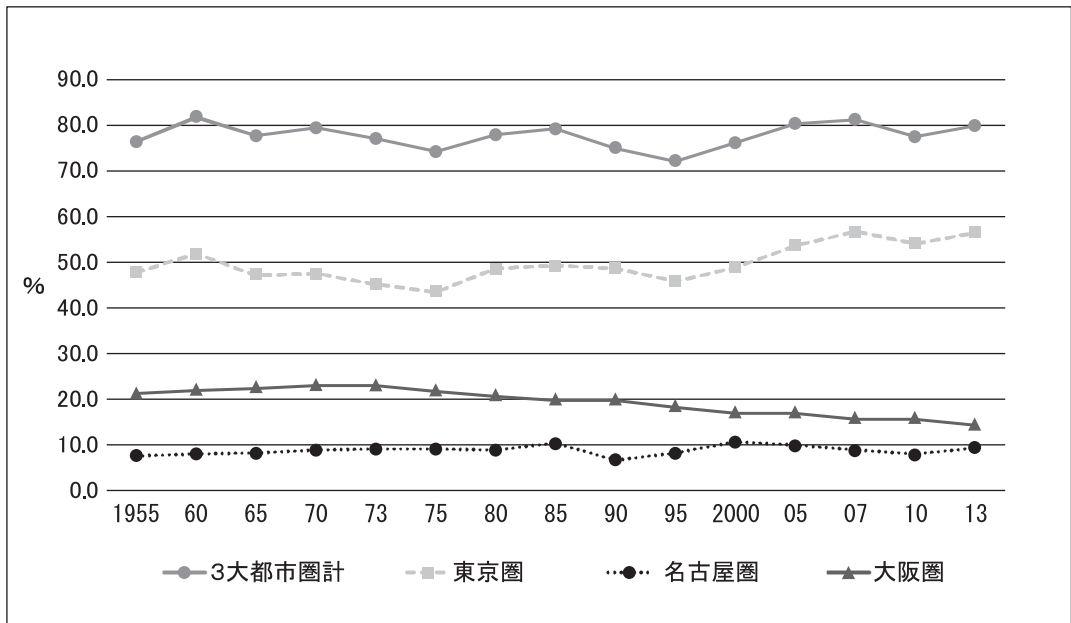
併せて勤務地ベースの従業者数の3大都市圏への集中度の指標となる法人住民税収入における3大都市圏のシェアの変化も示している。法人住民税はおおむね本社所在地で徴収される国税法人税を課税ベースとし、それに法人住民税率を乗じて算出される。事業所が複数の自治体にまたがる分割法人については、その法人が納める国税法人税を各自自治体の事業所に勤務する従業者数を基準として分割する。民間企業は分割された課税標準としての国税法人税に所在地の税率を乗じて算出した法人住民税を申告納付する。従って法人住民税の帰属は従業者の居住地ではなく勤務地によるから、雇用機会における3大都市圏の地位の変化を反映する。

法人税徴収における3大都市圏のシェアは、高度経済成長の出発点の1955年度には3/4であったが、1960年度には81.6%まで高まった。約8割という3大都市圏のシェアは、以後2013年度まで上限を画した。高度経済成長の終点に近い1970年度には79.2%であった3大都市圏のシェアは、以後1975年度の74.0%まで低下した後、1985年度に79.1%へ回復したが、1990年度74.8%、1995年度72.0%と低下した。3大都市圏のシェアが上昇するのは1990年代後半からリーマン・ショックまでの時期であり、2007年度には81.0%まで高まった。リーマン・ショック後小幅な低下を示すが、2013

(5) 橘木・浦河 [2012] 188～189頁。

(6) 平岡 [2015] 17～18頁。

<図1> 法人税徴収地における3大都市圏のシェア — 税務署管轄ベース —



注：3大都市圏に属する都道府県は下記の通りである。

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県

出所：「国税庁統計年報書」各年度版より作成。

年度には80%の上限近くまで回復している。

バブルのピークである1990年度頃まで、3大都市圏のシェアの変動は主に東京圏のシェアの変動を反映しており、大阪圏のシェアは20%前後で安定的に推移した。バブル崩壊後、大阪圏のシェアは2013年度の14.3%まで低下した。東京圏のシェアは1990年代後半から急速に上昇、リーマン・ショック前には高度経済成長期以来の50%の上限を突破して56.6%に達した。リーマン・ショック以降小幅な低下を示すが、2013年度には56.6%に回復している。

(3) 法人税徴収地における「東京集中」

東京圏の中心である東京都の法人税徴収地におけるシェアをみると、1960年度の45.5%をピークとして1975年度の37.3%まで低下した後、1995年度まで40%前後の比

率で推移した。以後、2000年度42.4%、2005年度47.3%、2007年度50.4%と急上昇している。リーマン・ショック以降、2010年度には46.8%に低下するが、2013年度には49.3%と50%近い比率に回復しており、高度成長期のピークをかなり上回っている。

藤本 [2015] では、企業年鑑をもとに作成した国内証券取引所一部・二部に上場している企業の本社所在地が示されているが、2010年に東京特別区に1,026社が立地しており、対全国シェアは約42%に達している⁽⁷⁾。同年の法人税徴収における東京都の対全国シェア約47%と近い値になっている。

人口1人当たり法人税の対全国格差指数の推移を東京都、大阪府、愛知県について比較した図2によると、高度成長期から1975年度までは東京都と大阪府がともに低下し、愛知県は横ばいで推移している。1975～1985年度に東京都と愛知県が上昇した半面、大阪府は低下を続けている。

注目されるのは、東京都の1995～2007年度における格差指数の上昇は大幅で高度成長期の水準をかなり上回っていることである。2010年度にはリーマン・ショック後の世界同時不況の影響で低下したが、2013年度には回復に向かっている。対照的に大阪府の格差指数は低下を続けている。愛知県の格差指数はピークの1985年度よりは低い水準で変動している。1995年度以降の法人税の偏在度の上昇は、大企業本社の「東京（都）集中」を反映しているといえる。

藤本 [2015] では、2000年度以降の本社立地の地理的動向について、次の3つの形態で東京への本社の集中は継続していると指摘している⁽⁸⁾。

- ① 東京における本社の増加
- ② 非東京圏で創業された企業、なかでも西日本や北陸にあった企業の東京への本社移転
- ③ メガバンクに代表されるように大企業同士が合併した場合、本社を東京に統合

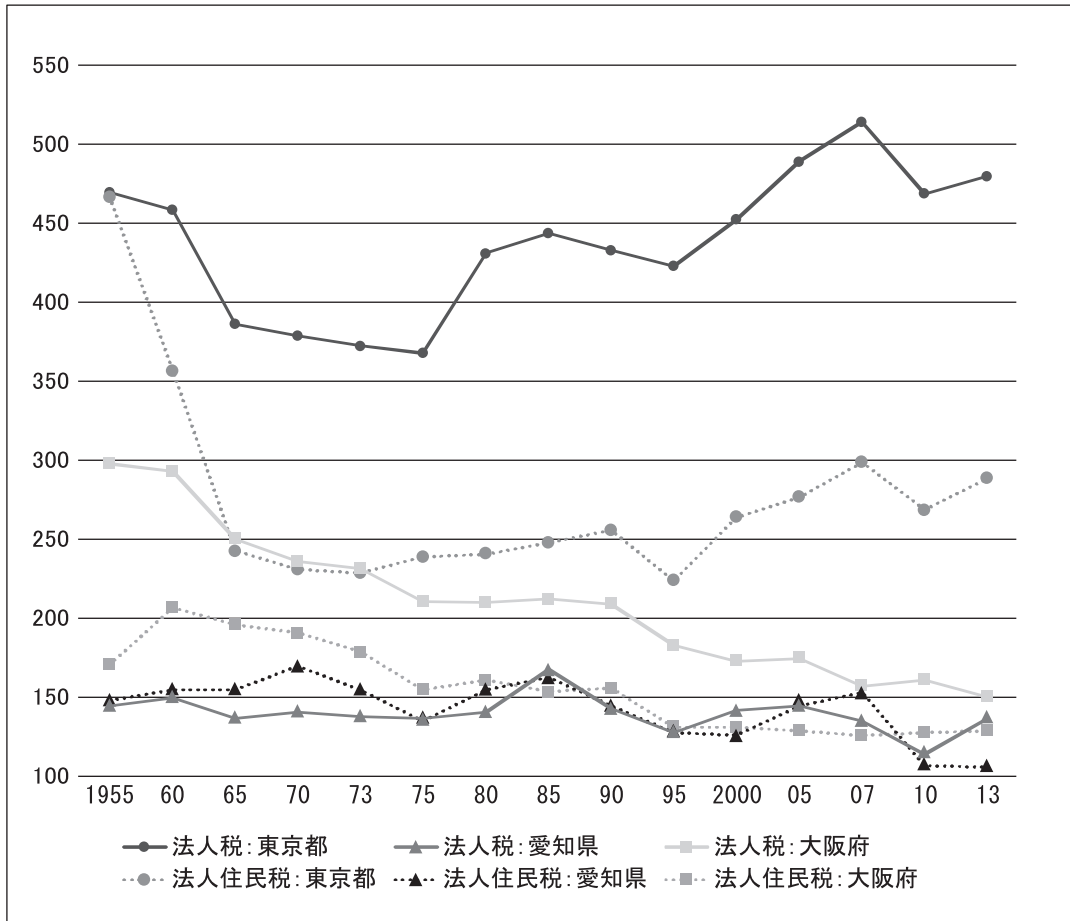
(4) 情報（ICT）化の進展と本社の「東京集中」・本社機能の強化

2000年代の特徴は、本社機能の強化も加速化していることである。情報処理・通信の分野で、インターネットやコンピュータを利用した領域が拡大する情報（ICT）化が加速化した。企業レベルにおけるインターネット普及率は、1998年には60%強であったが、2003年にはほぼ100%に達している。

(7) 藤本 [2015] 23頁。

(8) 以下、情報通信化の「東京一極集中」への影響については、主に藤本 [2015] 24～27頁による。

<図2> 人口1人当たり法人税及び法人住民税の対全国格差指数 — 全国平均=100 —



注：1）人口は年度末現在の住民基本台帳人口、2013年度は1月1日現在の住民基本台帳人口。

2）1973年度以降、全国計に沖縄県が含まれる。

3）法人税の各都道府県への帰属は税務署管轄ベース。

4）法人住民税は道府県法人住民税と市町村法人住民税の合計。

出所：「国税庁統計年報書」各年度版、法人住民税の1955年度は自治庁「地方財政概要」、1960～1985年度は自治省・総務省「地方財政統計年報」各年度版、1990年度以降は自治省・総務省「地方税に関する参考計数資料」1990～2013年度版、（公財）国土地理協会「住民基本台帳人口要覧」2015年版より作成。

情報（ICT）化は、大企業のヒエラルヒー的組織原理（本社—研究開発—生産現場、本社—支店—営業現場）における本社の機能を強化した。1980年代から急速に普及したPOSシステムにより、販売現場の消費動向は瞬時に中央の本部に情報が送られるように、本社・本部が支所や生産・販売現場を容易に管理することが可能になっている。企業組織の末端部である事務所・営業所・支店などの必要性が薄れ、地方圏の県庁所在都市・地方中核都市の駅前・都市部におけるオフィスの空洞化が進行している。情報化の進展に伴う本社機能の強化は、高速交通体系の整備と相まって、「東京一極集中」を促進する重要な要因となっている。

情報（ICT）化は、2000年代における産業構造における情報通信業の急成長と結びついている。就業構造の面からみると、2000年以降の成長産業は情報通信業と医療・福祉である。2つの成長産業の従業者における東京都の対全国シェア（2012年）は、医療・福祉では10%で地方分散型であるのに対して、情報通信業では47.8%（うち情報サービス業・インターネット附随サービス業49.8%）で東京集中型である⁽⁹⁾。

藤本〔2015〕は、情報通信業そのものが東京に集中している理由として、①大規模な需要が見込める都市に近接して立地する市場志向型であること、②業者同士が対面接触で情報交換をしていること、③無線系の情報通信における電波利用では、総務省の周波数割当という許認可権限が行使されやすく、寡占型企业本社と官僚組織の原局との情報交換の必要性が高いことをあげている⁽¹⁰⁾。その他に東京は大学など高等教育機関が集積しており、大学新卒者など人材が確保しやすい上に、急速なICT技術の発展に対応した社員のスキルアップのための企業外の教育機会が充実していることがあげられる。

情報サービス産業の発注が、中核的研究部門を含めた本社から出されることも「東京集中」の要因として見逃せない。情報サービス業の契約先別産業別に年間売上高における東京都の対全国シェア（2014年）をみると、ソフトウェア業では金融業・保険業で75.0%、情報通信業で61.9%と高い。注目されるのは、東京都は脱工業化（2013年の対全国シェアは製造業従業者数で3.8%、製造品出荷額等で2.7%）しているにもかかわらず、ソフトウェア業の契約先では、製造業においても43.4%と高いことである⁽¹¹⁾。製造業から情報サービス業への発注が製造現場よりは、中核的研究部門を

(9) 総務省統計局「平成24年経済センサス活動調査」より算出。

(10) 藤本〔2015〕27頁。

(11) 経済産業省産業政策局「特定サービス産業実態調査」2014年版より算出。

含む本社から出されるケースが多いことが示されている。

(5) 東京中心部における再開発のオフィス空間の拡充

2000年代の大企業本社の「東京集中」と本社機能の強化の加速化は、東京中心部における大規模な再開発によるオフィス空間の拡充によっても支えられていた。1990年代末から日本の国土政策の主軸は、多極分散型国土の形成という「分散型」政策から世界的都市間競争における東京の優位性の確保を狙いとした「東京への重点投資」へ移行した。石原東京都知事は、「東京の成長が日本経済を救う」という独善的な主張を繰り返した。

国土政策の転換は小泉内閣下で「都市再生」として進められたが、2002年当時、東京の中心部では丸ビルを中心とした大手町・丸の内・有楽町の再開発、六本木ヒルズの建設、品川駅東口再開発、汐留再開発など、多くの再開発プロジェクトが進行中であった⁽¹²⁾。それらの完成に伴い東京中心部のオフィス空間は飛躍的に拡大し、大企業本社の「東京集中」と本社機能の強化の受け皿となった。

2010年代に入り「地方創生」が重要な政策課題となる中で、東京都は「地方との連携」を打ち出さざるをえなくなっているが、舛添知事は2020年のオリンピック・パラリンピック開催を通じて「東京は世界一の都市」であることをアピールするとしており、世界的都市間競争における東京の優位性の確保を最優先するというスタンスは変わっていない。

アベノミクスの「第3の矢」の成長戦略は、安倍首相が目指す「世界で最も企業が活躍しやすい国」を実現するためのものであり、それを先導する「国家戦略特区」では東京圏と大阪圏が中核となっている⁽¹³⁾。「分散型」の対極にある「集中型」国土政策への転換が露骨に打ち出されている。それに加えて2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて多額の公的資金が投入され、容積率緩和に支えられて、東京中心部の再開発が進められている。

東京中心部では、大手町、八重洲、品川をはじめ10地区でオフィスビルや高層マン

(12) 市川 [2015] 88頁。都市再生特別措置法が施行された時点では東京中心部における主な都市再開発事業は動き出していたのであり、2002年からの都市再生緊急整備事業は既得権益をもつ官庁、自治体、場合によっては市民団体が「抵抗勢力」としてたちふさがったため、当初見込み通りの成果をあげられなかったとしている（92～93頁）。

(13) 松本 [2015] 31頁。

ションなどを備えた職住接近型の国際ビジネス拠点づくりなどが進んでいる⁽¹⁴⁾。例えば港区虎ノ門地区では、2016年4月に東京メトロと野村不動産などでつくる市街地開発組合が発足、オフィスや店舗などが入る24階、地下3階の再開発ビルを建設する。森ビルは、「虎ノ門ヒルズ」として再開発を手掛け、すでに1棟が完成しているが、新たに3棟のオフィス、マンション、商業施設、ホテルが入る高層ビルを建設する。同じく再開発が進む大手町・丸の内地区とは今後、「東京の玄関口」の看板をかけたオフィス誘致等の綱引きが始まるといわれており、オフィス過剰、空室率の上昇の可能性が高いが、大企業本社の「東京集中」と本社の機能強化の受け皿は確実に拡大している。

(6) 法人住民税と雇用機会の「東京集中」

法人税徴収地における3大都市圏への集中度が高まった時期には、法人住民税の集中度も高まっており、本社の「東京集中」は本社機能の強化と結びついて、雇用機会の「東京集中」をもたらしている。人口1人当たり税収の対全国格差指数をみると、大企業本社の「東京集中」と本社機能の強化が顕在化した1990年代末以降リーマン・ショックにかけて、東京都の法人住民税の格差指数は法人税徴収地における格差指数に引きずられるように上昇している（前掲図2参照）。リーマン・ショック後は世界同時不況の影響で低下したが、2013年度には回復を示している。

一方、本社の東京移転が進行した大阪府の格差指数の低下は、法人税では急速であるが、法人住民税ではなだらかであり、本社の移転に伴う雇用喪失を何らかの産業がカバーしたと推測される。愛知県の法人住民税の格差指数は2000年代に入って上昇し、2007年度をピークとして低下したが、2013年度まで上昇していない。

以上のように雇用機会の「東京集中」の主因は次の通りである。

- ① 大企業本社の「東京集中」
- ② 本社機能の集中
- ③ 本社所在地「集中型」の情報サービス業の急成長

(14) 松本 [2015] 31頁。

Ⅱ 地方税の偏在度

1. 国税・地方税の偏在度と税収の「東京集中」

(1) 都道府県単位の偏在度の計測

地方税の偏在度の特徴を国税と比較しつつ明らかにしよう。地方税は道府県税と市町村税に区分される。東京都は道府県税の他に、特別区域について市町村税としての固定資産税、法人住民税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税を徴収している。東京都については、都税収入から市町村税を控除した道府県税をとる。

市町村税については、基礎自治体別の格差ではなく、都道府県ごとに合計した収入について偏在度をみる。基礎自治体別の格差は、市町村合併により区域が変更されているので、中長期的な分析のデータとしては使えない。東京都特別区については、区税として徴収しているのは個人住民税、たばこ税、軽自動車税だけであるので、市町村税計、法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税などは中・長期的な偏在度の計測に盛り込めない。

そこで齊藤 [2010] では、市町村合併が少なかった2001年度を対象にして、特別区を除く市町村の税収格差を市町村税計と各税目についてタイル尺度を用いて計測している⁽¹⁵⁾。人口1人当たり個人所得と個人市町村民税をみると、全国ランキングの上位は特別区が占めている。税収格差の最上位に位置する特別区を除いて基礎自治体の税収格差を計測しても意義は小さい。

タイル尺度でみると、法人住民税と固定資産税の格差は大きく、個人住民税の格差は小さいという結論になっている。後述する通り、本稿の都道府県別に集計した個人住民税（特別区分を含む）の人口1人当たり税収の格差（変動係数）は、戦後一貫して固定資産税を上回っている。個人所得水準の最上位に位置する特別区を除いて税収格差を計測したために、個人住民税の偏在度の著しい過小評価になったのである。

基礎自治体別の市町村税の税収格差に特別区を含めて計測しようとするれば、都が徴収している市町村税を各特別区に帰属させる必要がある。都税事務所は特別区ごとに設置されているので、東京都主税局「東京都税務統計年鑑」の都税事務所別収入額で

(15) 齊藤 [2010] 9～29頁。

帰属させることはできる。

(2) 国税計と地方税計の偏在度

人口1人当たり税収の変動係数をみると、国税計と地方税計のいずれも高度成長期の1960年度がピークであり、国税計103.9、地方税計43.4となっている（表1参照）。地方税計の偏在度が国税計よりもかなり小さいのは、①固定資産税のような比較的普遍性に富む税金が市町村の基幹税になっている。②個人住民税・所得割の累進度が国税の所得税よりもかなり弱い、③法人所得課税が徴収地の自治体の税収となるのではなく、一定の基準で課税標準の分割を通じて立地する各自治体の税収となることによる。

地方税の内訳では、1955年度に道府県税の変動係数は48.5で市町村税（27.3）よりも偏在度がかなり高い（表1参照）。道府県税では、偏在度が高い法人所得課税（法人二税＝法人事業税・法人住民税）のウエイトが高く、市町村税では偏在度が低い固定資産税のウエイトが高いことによる。

変動係数の低下は、国税計では1975年度までであるが、地方税計では1980年度まで続く。変動係数の低下は道府県税で大幅であり、高度成長期の終点にあたる1973年度には35.5で緩やかな上昇を示してきた市町村税と同率になっている⁽¹⁶⁾。

注目されるのは、大企業本社の「東京集中」と本社機能の強化の影響で、国税計の変動係数は2001年度を底として2007年度まで大幅に上昇したのに対して、地方税計の変動係数の上昇はなだらかであることである。道府県税の変動係数は2001～2007年度には国税計ほど大幅ではないものの着実に上昇したが、市町村税の変動係数はほぼ横ばいである。

国税計の変動係数はリーマン・ショック後の世界同時不況の影響で2007～2010年度には低下するが、2010～2013年度には上昇に転じている。一方、地方税計の変動係数は2013年度まで低下を続けている。2013年度に道府県税の変動係数は小幅な上昇に転じたが、市町村税の変動係数は大幅に低下している。国税計の偏在度が大企業本社と雇用機会の東京集中や景気変動の動向をストレートに反映しているのに対して、地方税計の偏在度の変動にはクッションがある。後述するような地方税の偏在是正を主たる狙いとする「偏在是正措置」または副次的な狙いとする措置がクッションとなっているのである。

(16) 1970年代前半での道府県税と市町村税の変動係数の接近、その要因については町田 [1980] 210～220頁を参照のこと。

＜表1＞ 人口1人当たり税額の変動係数

	国 税	地方税		
		計	道府県税	市町村税
1955年度	81.9	34.3	48.5	27.3
1960年度	103.9	43.4	59.6	31.8
1965年度	86.4	40.1	46.8	34.3
1970年度	78.4	37.3	40.5	33.9
1973年度	66.1	35.2	35.5	35.6
1975年度	62.7	30.9	29.9	32.6
1980年度	67.1	27.6	27.3	28.6
1985年度	73.7	28.3	30.2	27.6
1990年度	74.7	32.3	33.7	31.6
1995年度	63.0	24.2	21.5	27.3
2000年度	59.9	24.1	24.3	24.6
2001年度	61.6	21.7	19.6	24.5
2005年度	80.2	22.7	22.1	23.5
2007年度	85.9	23.5	23.6	23.9
2010年度	75.5	19.3	17.0	23.8
2013年度	80.2	19.1	17.4	20.9

注：1) 人口は年度末現在の住民基本台帳人口、2013年度は1月1日現在の住民基本台帳人口。

2) 1973年度以降、全国計に沖縄県が含まれる。

3) 国税の各都道府県への帰属は税務署管轄ベース。

出所：1955年度は自治庁「地方財政概要」、1960～1985年度は「地方財政統計年報」各年度版、1990年度以降は自治省・総務省「地方税に関する参考計数資料」1990～2013年版、人口は（公財）国土地理協会「住民基本台帳人口要覧」2015年版より作成。

（3） 税収の「東京集中」

国税計と地方税計の偏在度の差異は、税収の東京都への集中度にも現れている。国税計の東京都への集中度は高度成長期の1962年度に32.2%に達したが、バブル期の1990年度には33.6%でこの水準を越え、2005年度には33.3%、2007年度には39.1%とリーマン・ショック前の景気上昇期に高度成長期の水準を大幅に越えた（表2参照）。リーマン・ショック後には低下したが、2010年度に37.0%と高い水準を示し、2013年度には39%台を回復している。一方、地方税計の東京都への集中度は1960年度の19.9%がピークであり、以後この水準を越えていない。バブル期の1990年度に18.7%に高まるが、2000年代には17%前後で推移している。道府県税では1960年度の22.6%、

<表2> 国税徴収地および地方税収入における東京都の対全国シェア

(%)

	国 税	地方税		
		計	道府県税	市町村税
1955年度	26.9	16.4	18.8	14.8
1960年度	32.2	19.9	22.6	17.6
1965年度	30.2	19.6	22.0	19.2
1970年度	29.6	19.7	20.2	19.1
1973年度	28.5	19.2	19.4	19.1
1975年度	28.4	18.7	19.2	18.3
1980年度	30.4	17.2	17.1	17.2
1985年度	32.0	17.4	17.8	17.1
1990年度	33.6	18.7	19.2	18.2
1995年度	30.8	16.3	15.6	16.8
2000年度	29.9	17.5	18.5	16.6
2005年度	33.3	17.5	17.7	17.4
2007年度	39.1	17.8	18.0	17.6
2010年度	37.0	16.9	16.3	17.3
2013年度	39.3	17.5	16.9	17.9

注：1) 1973年度以降、全国計に沖縄県が含まれる。

2) 国税徴収地の東京都への帰属は税務署管轄ベース。

出所：国税については「国税庁統計年報書」各年度版、地方税については1955年度は自治庁「地方財政概要」、1960～1985年度は「地方財政統計年報」各年度版、1990年度以降は自治省・総務省「地方税に関する参考計数資料」1990～2013年度版。

市町村税では1965年度の19.2%がピークであり、以後この水準は越えていない。2000年代に東京都への集中度が道府県税ではなだらかに低下したのに対して、市町村税ではなだらかに上昇している。

2. 道府県税の偏在度

(1) 法人事業税と法人住民税の区分の必要性

道府県税の偏在度をみる場合、基幹税としての法人事業税に法人住民税を合わせて、法人二税として一括りにする研究が大半である。法人事業税（所得課税分）と法人住民税法人税割は、物税として扱われる法人事業税は法人税算定において損金として売

上等から控除される点を除けば、法人所得を税源としているという点では共通である。しかし税収の偏在度の面からみて重要な点は、事業所が複数の地方自治体に立地する「分割法人」について、法人住民税（法人税割）では課税ベースを従業者数で配分するのに対して、法人事業税では従業者数を基本としつつ、別の分割基準を併用する直接的な「偏在是正措置」が盛り込まれているという差異があることである。

小林・岡部〔2011〕は、地方税の偏在度を道府県税と市町村税に区分し、変動係数、タイル尺度、ジニ係数を用いて時系列的な推移を追うとともに、経済力指標（1人当たり県内総生産、県民所得）との関係、税目別の偏在度の推移、道府県税と市町村税の偏在度に対する税目別寄与度の推移を計測している。道府県税計の偏在度への寄与度では法人二税が最も大きい。2007年度には、「税源移譲」に伴う税収増加の影響で個人住民税の寄与度が高まり、法人二税の寄与度が低下したが、その他の時期は法人二税の税収変動による影響の方が支配的であったと結論づけている⁽¹⁷⁾。

多様な統計指標を用いて緻密で興味深いファクト・ファインディングを行った研究であるが、法人二税と一括りにしたため、寄与度の変化が景気変動に伴う税収変動によって説明され、「偏在是正措置」や偏在是正を副次的な狙いとする措置の影響が全く検討されていないのが惜まれる。

（2） 偏在度の急速な低下 — 1960～1980年度 —

道府県税の偏在度の動向は、変化が激しい税目構成の変化と基幹税の地域格差の変化の両面から影響を受ける。個人住民税と固定資産税を基幹税とし、税目構成が比較的安定的な市町村税の偏在度の動向が基幹税の地域格差の変化によってほぼ決まるのとは差異がある。

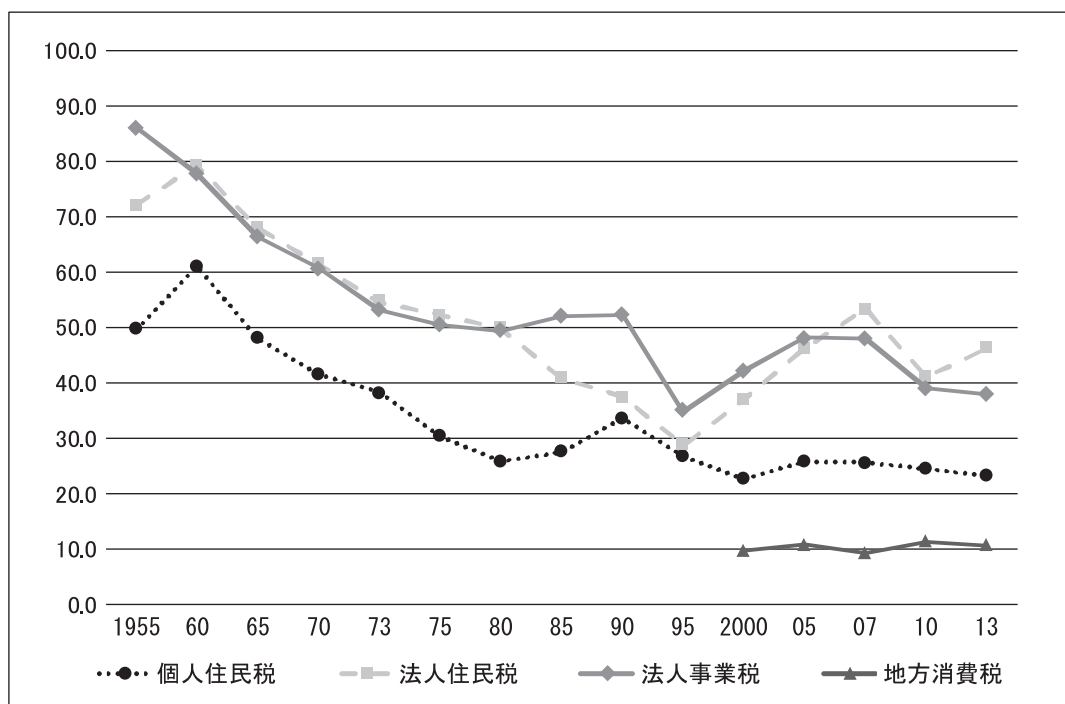
まず道府県税の偏在度が急速に低下した1960～1980年度について検討しよう。税目別にみると、変動係数は法人事業税、法人住民税、個人道府県民税のいずれについても顕著な低下傾向を示している（図3参照）⁽¹⁸⁾。その他、道府県たばこ消費税、不動産取得税、料理飲食等消費税など多くの道府県税の偏在度が低下した。

法人二税の偏在度の低下は、製造業の生産現場である工場の地方進出により、分割法人の課税ベース分割の主な基準となっていた従業者数の地方分散が進んだことが主

(17) 小林・岡部〔2011〕15頁。

(18) この時期における道府県税の偏在度の低下の要因については、町田〔1980〕218～220頁で分析している。

<図3> 都道府県別人口1人当たり道府県税収入の変動係数



注：1）人口は年度末現在の住民基本台帳人口、2013年度は1月1日現在の住民基本台帳人口。

2）1973年度以降、全国計に沖縄県が含まれる。

3）地方消費税は清算後の収入。

出所：1955年度は自治庁「地方財政概要」、1960～1985年度は「地方財政統計年報」各年度版、1990年度以降は自治省・総務省「地方税に関する参考計数資料」1990～2013年度版、（公財）国土地理協会「住民基本台帳人口要覧」2015年版より作成。

な要因である。個人住民税については、地域間の賃金格差の縮小とともに、工場の地方分散に伴い地方圏では所得水準が低い第1次産業従事者が減少し、2種兼業農家を含めて比較的所得水準が高い第2次産業従事者が増加した就業構造の変化が影響している。

併せて税目構成の変化も見逃せない。偏在度の高い法人事業税の構成比は、1960年度の49.7%から1965年度不況の影響で38.9%に低下した後上昇に転じるが、1970年度～1973年度には43%台で1960年度の水準を下回った。スタグフレーションに見舞われた1975年度には37.6%に落ち込んだ（表3参照）。法人住民税を加えた法人二税の構成比は、1960年度の約60%をピークとして1975年度の44.1%に落ち込み、以後バブル

<表3> 道府県税の税目別構成

(%)

	道府県税計	個人 道府県民税	道府県民税 ・利子割	法人二税		
				法人住民税	法人事業税	
1955年度	100.0	16.1	—	50.6	9.5	41.1
1960年度	100.0	6.0	—	58.7	9.0	49.7
1965年度	100.0	15.7	—	45.7	6.8	38.9
1970年度	100.0	12.0	—	50.6	7.4	43.2
1973年度	100.0	14.5	—	51.5	7.6	43.9
1975年度	100.0	19.1	—	44.1	6.5	37.6
1980年度	100.0	19.1	—	46.0	7.5	38.5
1985年度	100.0	20.6	—	45.6	8.3	37.3
1990年度	100.0	15.7	10.4	46.6	6.4	40.2
1995年度	100.0	19.1	7.1	36.2	5.8	30.4
2000年度	100.0	15.3	8.3	30.4	5.3	25.1
2005年度	100.0	14.9	1.2	37.2	6.3	30.9
2007年度	100.0	24.7	0.7	36.3	6.3	30.0
2010年度	100.0	32.0	1.1	21.5	5.4	16.1
2013年度	100.0	31.4	0.8	23.8	5.7	18.1
	地方消費税	個人事業税	不動産 取得税	料理飲食等 消費税	自動車税	軽油引取税
1955年度	—	13.7	—	10.3	5.3	—
1960年度	—	4.4	3.9	8.1	4.2	4.9
1965年度	—	3.2	5.3	7.1	7.0	8.3
1970年度	—	2.8	4.5	5.8	8.1	6.8
1973年度	—	1.7	4.4	6.0	8.3	5.8
1975年度	—	1.2	4.7	6.9	9.5	5.0
1980年度	—	1.0	3.8	5.4	10.6	6.0
1985年度	—	1.3	4.3	4.7	10.2	5.4
1990年度	—	1.6	3.8	0.0	8.2	5.3
1995年度	—	1.8	5.7	—	11.4	9.6
2000年度	16.2	1.4	3.7	—	11.2	8.1
2005年度	16.8	1.4	3.1	—	11.5	7.1
2007年度	13.8	1.2	2.6	—	9.2	5.5
2010年度	18.8	1.3	2.7	—	11.5	6.5
2013年度	17.9	1.2	2.4	—	10.7	6.4

注：道府県税計には上記以外の税目が含まれる。

出所：自治省税務局「地方税制の現状とその運営の実態」1992年3月、1997年9月、2000年度以降は「地方税に関する参考計数資料」各年度版。

期まで45%前後の比率で推移している。

構成比を高めたのは自動車税であり、モータリゼーションの進展により1960年度の4.2%から1975年度の9.5%へ急上昇している。自動車税の変動係数はこの間42.4から17.5へ急落している。モータリゼーションの進展が、自動車普及率の地域格差の急速な縮小を伴っていたことが分かる。

ほとんどの道府県税の偏在度の低下とともに、偏在度が高い法人二税の比率低下と「普遍性」を高めた自動車税の比率上昇という税目構成の変化は、道府県税計の偏在度の低下に寄与した。

(3) 法人二税の偏在度の乖離と個人住民税の偏在度低下 — 1990年代後半以降 —

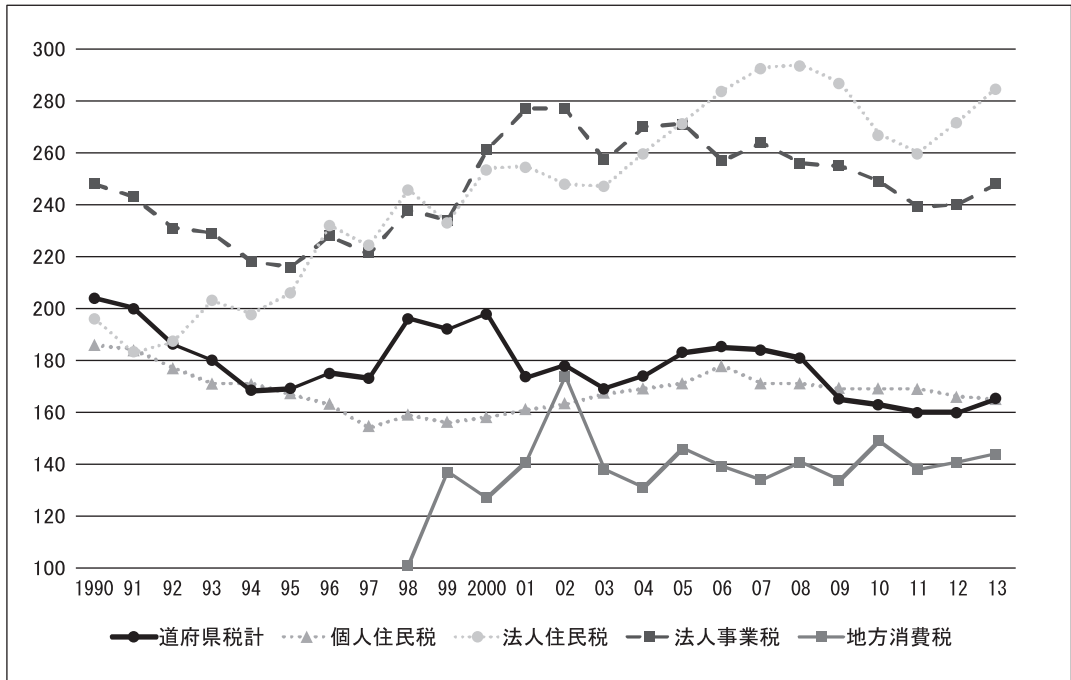
本社の東京集中と本社機能の強化が進行した1990年代後半から法人事業税と法人住民税の変動係数はともに上昇した（図3参照）。法人住民税の変動係数の上昇は2007年度まで続くが、法人事業税の変動係数の上昇は2005年度で頭打ちになった。2010～2013年度に法人住民税の変動係数は上昇に転じるが、法人事業税の変動係数は低下を続けている。

法人住民税と法人事業税の偏在度の動きの乖離は、東京都の人口1人当たり道府県税の対全国格差指数の推移を示した図4に明瞭に現れている。法人住民税の格差指数は2003年度まで低下した後2008年度まで急速に上昇し、2009～2011年度に低下した後、2013年度に高い水準まで回復した。一方、法人事業税の格差指数は、2004～2005年度に高まった後2011年度まで低下傾向を示し、2012～2013年度の回復は法人住民税よりはなだらかである。

2007年度に「三位一体の改革」における3兆円の「税源移譲」が、所得税から個人住民税（所得割）への移譲として行われた。併せて所得割の3段階の税率が比例税率化された。「税源移譲」は税目構成の変化を通じて道府県税計の偏在度を引き下げる役割を果たした。2006年度から2007年度に、個人住民税所得割の構成比は14.9%から24.3%へ9.4ポイント上昇した半面、偏在度が高い法人二税の構成比は39.8%から36.3%へ3.6ポイント低下している。ただし偏在度が低い地方消費税（清算後）の構成比も16.1%から13.8%へ2.3ポイント、自動車税の構成比も10.6%から9.2%へ1.4ポイント低下しており、「税源移譲」の税目構成の変化を通じる偏在度引き下げ効果は大きいものではない。

税目構成の変化が道府県税計の偏在度低下に大きく寄与したのは1997年度における

<図4> 東京都の人口1人当たり道府県税の対全国格差指数 — 全国平均=100 —



注：1) 人口は年度末現在の住民基本台帳人口、2013年度は1月1日現在の住民基本台帳人口。
 2) 地方消費税は清算後。

出所：1990年度以降は自治省・総務省「地方税に関する参考計数資料」1990～2013年度版、(公財) 国土地理協会「住民基本台帳人口要覧」2015年版より作成。

地方消費税の導入であり、偏在度が低い地方消費税が2000年度までに16.2%に構成比を高めた半面、個人道府県民税と法人二税は構成比を低下させた。次に法人二税の構成比が目立って低下するのは2007～2010年度であり、36.3%から21.5%～14.8ポイントもの大幅な下落となっている。この構成変化は、リーマン・ショック後の世界同時不況による法人企業の収益悪化を反映したものである。

3. 市町村税の偏在度

(1) 偏在度の上昇 — 1960～1980年度 —

市町村税の偏在度をみる場合、基幹税としての個人住民税と固定資産税を対象とするが、固定資産税については総額で検討しているケースが多い。固定資産税から交付

金・納付金を控除した純固定資産税は課税対象が土地、家屋、償却資産に区分されるが、各課税対象により偏在度と経済力の地域格差の動向への反応度合にかなり差がある。以下、各課税対象の偏在度に立ち入って検討する。

まず市町村税の偏在度が急速に上昇し、道府県税と同一水準になった1960～1980年度について検討しよう⁽¹⁹⁾。1955年度における個人住民税の変動係数をみると、市町村税では26.5で道府県税の49.6を大幅に下回っていた。第1に税率の累進度の差がある。道府県民税所得割では、1960年度まで配賦課税方式が採られ、各道府県の総額はその道府県内で徴収される所得税の税率の総額に比例税率を乗じた額とされていた。道府県税所得割では、実質的には所得税と同一の累進税率を採っていたと考えられるから、その累進度は市町村税所得割よりもかなり強かった。

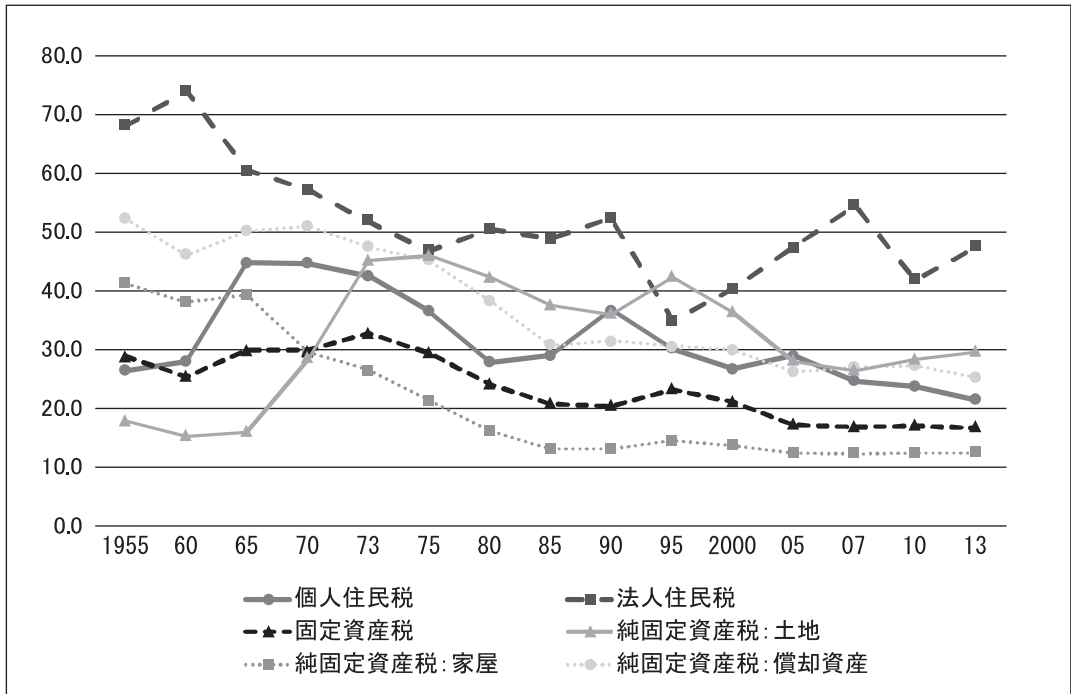
第2に課税方式に差があった。各道府県の所得割の課税方式は実質的に所得税と同一で、全国一律であったと考えられる。他方、市町村税所得割では1961年度まで5つの課税方式が並立していた。大衆課税的性格が強い課税方式を採用する地方自治体の割合が所得水準の低い道県で高いと、税収格差は小さくなる。事実、大衆課税的性格が最も強い第2課税方式但し書きを採用していた地方自治体の割合は市計で51.3%（うち人口20万人以上で9.1%、5万人未満で62.1%）、町村計で79.0%となっており、財政力が低い地方自治体で高率であった。

所得割では、1961年度改正による本文方式と但書方式の2方式への整理、1964年度改正による本文方式への一本化（1965年度から適用）といった課税方式の統一化は偏在度を高める要因として作用した。1960～1965年度に個人住民税の変動係数は急速に上昇し、その後低下したが1973年度まではなだらかで、市町村税の偏在度が道府県税と同一水準になる第1の要因であった（図5参照）。

固定資産税では、純固定資産税のうち家屋の変動係数が1965年度以降低下に向かい、工場の地方分散の影響で償却資産の変動係数が1970年度以降低下に転じた。それにもかかわらず固定資産税の変動係数は1973年度まで上昇している。1965～1973年度に土地の変動係数が急上昇したことによる。昭和30年代に強化された画一的評価制度の下での宅地評価額の相次ぐ引き上げとその基礎にある大都市圏を中心とする地価高騰が、土地の変動係数の急上昇を通じて固定資産税の変動係数の上昇をもたらしており、第2の要因となった。

(19) この時期における市町村税の偏在度の上昇の要因については、町田 [1980] 217～220頁で分析している。

＜図5＞ 都道府県別人口1人当たり市町村税の変動係数



注：1）人口は年度末現在の住民基本台帳人口、2013年度は1月1日現在の住民基本台帳人口。

2）1973年度以降、全国計に沖縄県が含まれる。

出所：1955年度は自治庁「地方財政概要」、1960～1985年度は「地方財政統計年報」各年度版、1990年度以降は自治省・総務省「地方税に関する参考計数資料」1990～2013年度版、（公財）国土地理協会「住民基本台帳人口要覧」2015年版より作成。

（2） バブル期の偏在度上昇から2000年代における偏在度安定

次に市町村税の偏在度が高まったのは、1985～1990年度である。バブルの過程で、法人住民税と個人住民税の変動係数が上昇した。土地に係る固定資産税の変動係数が低下を続けたために、固定資産税の変動係数は上昇に転じていない。バブルによる大都市圏を中心とした地価高騰が、土地に係る固定資産税と変動係数の上昇を通じて、固定資産税計の偏在度を高めたのはバブル崩壊後の1990～1995年度である。

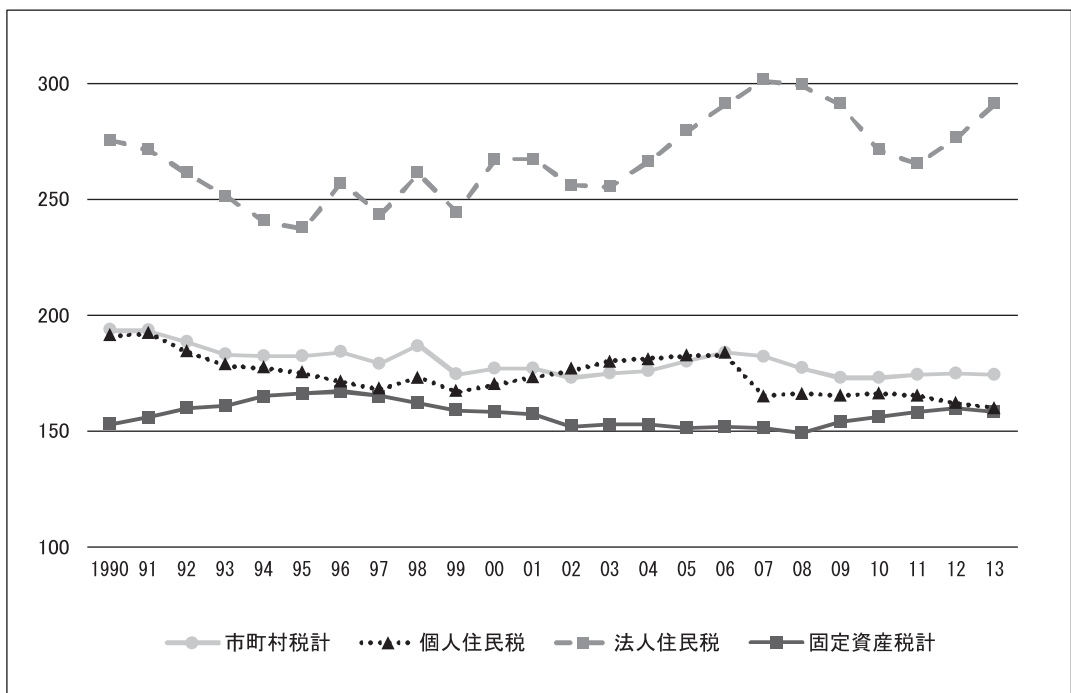
大企業本社の東京集中と本社機能の強化が加速化した2000年代に市町村税の偏在度はおおむね横ばいで推移した。法人住民税の変動係数は1995～2007年度に急上昇したが、その市町村税に占める構成比は1997年度12.0%、2000年度10.9%、2007年度14.0%と低位で推移しており、市町村税計の偏在度に及ぼす影響は小さい。個人住民

税の変動係数は2000年度以降上昇に転じたが、「税源移譲」を契機に2007年度以降低下に転じている。1995年度以降低下に転じた土地に係る固定資産税の変動係数を2005年度まで低下を続け、固定資産税の変動係数も低下した。こうして法人住民税や個人住民税における変動係数の上昇を固定資産税の変動係数の低下や「税源移譲」の偏在は正効果が打ち消すことにより、市町村税の偏在度は安定的に推移したのである。

(3) 「税源移譲」の影響が大幅な東京都

大企業本社が集中した東京都の場合、全国ベースよりはやや明瞭に市町村税の偏在度の変化が窺える。東京都の人口1人当たり市町村税の対全国格差指数の推移を示した図6によると、1990年代後半に入りなだらかな上昇に転じた市町村税計の格差指数は、1999年度に不況の影響で低下した後、2000年代に再びゆるやかな上昇傾向を示す

<図6> 東京都の人口1人当たり市町村税の対全国格差指数 — 全国平均=100 —



注：人口は年度末現在の住民基本台帳人口、2013年度は1月1日現在の住民基本台帳人口。

出所：自治省・総務省「地方税に関する参考計数資料」1990～2013年度版、(公財)国土地理協会「住民基本台帳人口要覧」2015年版より作成。

が、2007年度から低下に転じた。2000年代に入り、市町村税計とほぼ平行な動きをしたのが個人住民税の変動係数であるが、2007年度に「税源移譲」を契機に大幅に落ち込む。なだらかに低下してきた固定資産税の偏在度は、2008年度から土地に係る固定資産税の変動係数の上昇により高まるようになったが、個人住民税の偏在度低下により打ち消され、市町村計の格差指数は横ばいで推移している。

(まちだ としひこ 専修大学名誉教授)

キーワード：「垂直的」国土構造／東京一極集中／本社機能の強化／
「分散型」国土政策／新自由主義的国土政策／
国税収入の偏在度／地方税収入の偏在度